

## 指名債権譲渡通知書（自動車税・自動車取得税）

※ 太枠の中は必ずご記入ください。

岡山県県民局長 殿

捨印

私(譲渡人)は、下記の自動車税・自動車取得税に係る過誤納還付金の還付請求権、還付加算金支払請求権及び受領権を譲受人に譲渡したので添付書類を添えて通知します。

譲渡人（納税義務者） ※ 個人の場合は自署

住所 (所在地)		
フリガナ		
氏名（法人名）		
〔法人の場合、 代表者の職氏名〕		
電話番号	-	-

印  
印鑑登録をしているものに限る。  
法人の場合は代表者印。

※ 納税義務者は、当該年度4月1日現在の名義人です。

## 記

税目（いずれかを○で囲む）	還付発生事由（いずれかを○で囲む）	還付事由発生日
自動車税 自動車取得税	抹消・免除・重複納付 その他（ ）	平成 年 月 日
登録番号 (岡山県での当該年度課税時の番号)	年度 期	整理番号
岡・岡山 倉敷		納付税額（円）
		延滞金（円）

譲受人（納税義務者が債権譲渡した相手方）

住所 (所在地)	〒 -
フリガナ	
氏名 (法人名)	
連絡先電話番号	-

※ 添付書類（必ず持参してください。窓口でコピーは行いません。）

◎ 譲渡人の印鑑登録証明書（必須）…発行日から1年以内のものに限る（写しで可）

（譲渡人が窓口書類を持参した場合は、本人確認書類（運転免許証等）の提示により、印鑑登録証明書の添付を省略することができます。）

- 抹消登録…運輸支局が抹消を証明した書類（写しで可）  
登録識別情報等通知書（一時抹消）、登録事項等証明書（永久抹消）、輸出抹消仮登録証明書
- 重複納付…すべての領収書の写し（納付年月日、金融機関が確認できること）
- 免除…免除された日付が確認できる書類の写し
- 住所及び氏名が納税通知書の記載と異なる場合は、変更及びつながりが確認できる住民票、戸籍謄本、商業登記簿等の写しを添付してください。

※ 提出期限（提出期限が閉庁日の場合は、その翌日）

- 抹消登録 1～15日までのもの……25日まで  
16～末日までのもの……翌月の10日まで
- 重複納付・免除等……還付事由発生の日から10日以内

※ 注意事項

◎ 譲渡人（納税義務者）に未納の県税等がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により還付金を充当し、残額がある場合に還付します。第三者が納付された場合も同様です。

- 譲受人に未納の県税等がある場合も、譲渡された還付金が充当されます。
- 書類不備や提出期限を過ぎた場合は、譲渡人（納税義務者）に還付します。
- 債権譲渡に係る支払金を譲受人へ支払う場合には、譲渡人（納税義務者）へその旨を通知します。

◎ 口座振替による支払いを希望する場合は、裏面に必要事項を譲受人が記入してください。

（譲受人が、指名債権譲渡に係る還付口座を登録している場合は、裏面に記入がない場合でも登録口座に支払います。）

以下は、記入しないでください。

--	--	--	--	--

岡山県県民局長 様

岡山県から私に支払われる上記債権譲渡通知書に係る支払い金は、次の預金口座へ振替えてください。

(〒 - )

住 所(所在地)

\_\_\_\_\_

氏 名(名 称)

印

(法人の場合は代表者印)

振 込 先 口 座	金融機関名		本支店名	本店・支店
	預金種別		口座番号	(右詰で記入)
	フリガナ			
	口座名義			

※ 振込先口座は譲受人の口座を記入してください。

※ 郵貯銀行の口座へ振替希望の場合は、振込用の専用番号であることを確認してください。

※ 提出先

譲渡人の住所地の所轄区域事務所へ提出ください。

事務所及び担当課名	所在地	電話番号	所轄区域
備前県民局 税務部収納管理課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086-233-9810	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町、県外
備中県民局 税務部収納管理課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7069	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、 新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局 税務部収税課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1267	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、 勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、 美咲町